

L・デュギーの初期法思想

はじめに

ボルドー大学におけるその弟子にして同僚たるボナール (Roger Bonard) によつて「法学にとつての偉大なる破壊力」と謳われ、高柳賢三によつて「公法学界の革命児」と評されたレオン・デュギー (Léon Duguit, 1859-1928) の研究領域は、基礎法学・公法学・私法学・国際法学に及び、しかもその法思想の全容は、旺盛なる批判精神を基礎とした建設的体系をなしている。およそ新たな学的体系を目指す研究者の態度形成は、既存の学的体系の充実なる把握とそれに対する執拗なまでの批判を契機とするが、その批判は往々にして社会的・経済的・政治的・文化的諸状況の反映として捉えらる。デュギーの場合もその例外ではない。「破壊力」といひ「革命児」といふも、いずれも、一九世紀末葉から今世紀初頭にかけてのフランス法学界の主流とそれととりまく諸状況の乖離現象の中で生み出されたものにほかならない。その乖離現象とは何か。

大革命を経たフランスは、一八〇四年のナポレオン法典によつて資本主義経済体制の法的基盤を固めて発展するが、それを支えた法

畑 安 次

学界の主流は、いわゆる註釈学派 (Ecole de l'exégèse ou Ecole exégétique) の法典万能主義 (Fétichisme de la loi écrite et codifiée) である。それは、議会の制定する法律を国民の「一般意思」 (Volonté générale) の表明として捉え、法律以外の法源 (慣習法・判例法・条理・法の一般原則等) を認めないという法律絶対視¹⁾ 法律の無欠缺性の信奉、およびそれにもとづく法律解釈の形式論理的・幾何学的方法を特色とする。すでにすぐれた研究がなされているように、フランス資本主義の形成発展という歴史的制約のもとで、ナポレオン法典の制定と註釈学派の形成との間には不可分な関係がある。すなわち、一方で、ナポレオン法典は、所有権の絶対性・契約の自由・過失責任の原則にもとづく私的自治の法制を樹立するものであったが、それは王権による自由の制限を極力排除し、市民の自律性を前提として市民社会の発展を捉えようとする一八世紀啓蒙思想の延長線上に位置づけられる。他方で、註釈学派は、法律を「一般意思」の表明として捉え、その無欠缺性を信奉することによつて、法外からの価値的判断を排除せんとする。資本主義の順調な発展過程においては、市民の全生活過程が法律それ自体の内に包摂され得

るから、註積学派の形式論理的な法解釈方法は、社会的現実に対する充分な対応力を保持しうる。かくして、ナポレオン法典が資本主義的法観念を内在化したものであるとすれば、註積学派はその法観念を具現する主体として機能しえたのである。

しかし、その後ナポレオン三世(在位一八五二—一七〇)の産業育成政策によって飛躍的に発展したフランス資本主義は、一九世紀後半から独占化の傾向を強め、当初期待されていた「調和」はさまざまな社会的矛盾の現出によって裏切られてゆく。法典の自己完結性を信奉し、その形式論理的註積に専念していた法学界の主流流は、かかる状況下において充分な対応をなしえなくなる。法源論をはじめとする法学研究における視野の拡大が要請される。それは法科学確立への要請でもある。

デュギーは、当時のフランス法学界にあって、この要請を強く意識していた研究者の一人である。法科学確立への学的欲求は、既存の法学的世界に対する「破壊」と「革命」を伴わざるをえない。デュギーはその糸口をどこに見出したのか。それは社会学(La sociologie)である。コンテ(Auguste Comte, 1798-1857)にはじまりデュルケーム(Emile Durkheim, 1858-1917)に受け継がれた社会学は、フランスのみならず世界的にみても、当時の学的世界の花形と目してよい。もっとも、デュギーの依拠した社会学は、Sociologieという表現のほか Sociologie scientifique, Etudes sociales, Science sociale 等の表現がみられるように、さらに彼自身、「人々が往々にして社会学(La sociologie)という特有の術語で示しているのはこれらの社会諸科学(science sociales)である」⁹⁾、「それは個々の社会科学の総体を意味する」¹⁰⁾とか、「社会学という用語は決して単一の科

学を示すものではなく、「専ら事実の観察にもとづき、あらゆるア・プリオリな原理から解放された社会科学・実証科学(science positives)の総体を意味するものである」とのべているように、今日の固有の社会学というよりも広く社会科学全般を包摂するものと考えられる。後述することく、一方で、ホルダーの同僚であったデュルケームの社会学はデュギーに強い影響を与えているが、他方で、イギリスのスペンサー(Herbert Spencer, 1820-1903)の社会有機体論もこの時代を風靡しており、デュギーはスペンサーマンとして出発する。いずれにしろ、法学者としてのデュギーの出発点をなしているのは社会学の研究であり、彼の初期法思想を特徴づけているのは社会学的思想である。彼の一貫した研究方法である社会学の実証主義(Le positivisme sociologique)は、その初期段階において輪郭を整えたとみてよいであらう。

本稿は、デュギーの初期の作品のうち「憲法学と社会学」(Le droit constitutionnel et la sociologie, 1889)、「社会学ゼミナール」(Un séminaire de sociologie, 1893)、「権力分立と一七八九年の国民議會」(La séparation des pouvoirs et l'Assemblée nationale de 1789, 1893)、「現代國家の諸機能—法社会学研究」(Des fonctions de l'état moderne—Etude de sociologie juridique, 1894)の四論文を中心として彼の初期法思想を紹介検討するものであるが、彼の思想がその旺盛なる研究活動とともに大きな変遷を示していることにも注意しなければならない。その代表的なものに限っていえば、第一に、初期段階で採られている社会有機体論が「國家・客観法・実定法」(L'Etat, le droit objectif et la loi positive, 1901)以降放棄されているということ、第二に、初期段階では認められている「國家主

権」(souveraineté de l'Etat)や「権利」(droit subjectif)といった伝統的法概念が、彼の依拠する実証主義の深化と共に放棄されるようになるということ、第三に、初期段階では個人的意識と社会的意識の關係が必ずしも明瞭なたちで論じられていないが、実証主義の深化と共に前者を軸に論じられるようになるということ、第四に、初期段階では実証主義の名において、「価値」の問題について極めて禁欲的であるにもかかわらず、晩年になっては「正義」の問題がその実証主義の名において取扱われるようになる(『憲法論』[Traité de droit constitutionnel, 第二版一九二一年])ということ、である。なお、これらの諸変遷を通過していえることは、デュギーの生涯の法思想における基本的問題は、社会連帯主義的法理論をめぐる「事実」と「価値」の問題だということである。つまり、実証主義的方法にもとづいて社会的・事実として捉えた「社会連帯」(solidarité sociale)が、彼自身の価値的思考によって規範に転化されてゆく点である。したがって、彼の初期法思想を紹介検討する本稿においても、これらの諸変遷をもたらす原因がそこに秘められていないかという点に注意するとともに、その思想的背景についても考慮したい。

デュギーの法思想については、わが国においても早くから(特に戦前において)多くの紹介と検討がなされているが、それらの大半は『国家・客観法・実定法』以降における彼の法思想を対象としたものである。デュギーの法思想の展開が右にみたような多くの変遷を内含していることを考えると、その原因を探る意味においても、初期法思想に着目することは意味なしとしない。なお、本稿がデュギーの初期作品のうち四論文に限定したのは、彼の初期法思想の展開が中期―後期における社会連帯主義的法理論のいわば予備的作業

となっているという観点からみた場合、その作業の全容がこの四論文のうちに着取されると考えるからである。ところで、この四論文を発表順に紹介してゆくのも一つの方法であるが、そこには論点の重複があるほか、ある程度共通したテーマも見られるので、ここでは、(一)社会学の科学性の探求―(二)憲法学への視点―(三)国家論の展開、という観点からみてゆくことにする。なお、デュギーの法思想の時代区分については、中期―後期の法思想を考察し終えた段階であらためて問題にするとして、ここでは一九〇一年の『国家・客観法・実定法』が公刊されるまでの段階を初期法思想として捉えておきたい。

- ① Roger Bonnard, Léon Duguit. Ses oeuvres. Sa doctrine, Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger, t. 46, 1929, p. 25.
- ② 帝國大学新聞 NO. 324(昭四・二・四)の中で、高柳賢三は当時のフランス法学界に占めるデュギーの位置を次のように捉えている。「フランスの大学、殊にパリ大学には数多くの知名な、博學な学者がある。然しその各自の狭い学問の領域を超越して、思想的に、方法的に、従って又世界的に影響を與へて居る学者としてはトルーズのオーリユ、ナンシーのジェニー、ホルドールのデュギーの三人を挙げることが出来るであらう。オーリユとジェニーはイテヤリスムの傾向の強い法律理論家として知られている。そしてこの二人に対してレオン・デュギーはレアリズム・ジュリディックを標榜する。」
- ③ 野田良之「註釈学派と自由法」『法哲学講座』第三卷一九九頁以下参照。なお、註釈学派の歴史的评价について、本稿はこの論文に多くを負っていることをおことわりしておく。
- ④ L. Duguit, Le droit constitutionnel et la sociologie, Revue

いては、スベンサーは明らかに彼(デュギー)の精神の絶対的な師」であるとして断言しうるか、いささか疑問である。

それはともかくとして、デュギーが有機体論の基本的枠組によって社会学と自然科学(とりわけ生物学)の類似性を捉え、そのことにより前者の科学性を論証しようとしていることは確かである。この観点から、デュギーは社会学の科学性に対して向けられてきた批判を検討している。その批判の第一は、社会学が未だ確定的な結論(conclusions précises)に到達していないことから、その科学性は疑わしいという点である。これに対してデュギーによれば、社会学はごく最近形成されたにすぎず、創造期にして摸索期にあるのだから、不完全な結論しか提示できないとしても驚くにはあたらない。社会現象は多様かつ複雑であって、それゆえにこそ社会学は、人間精神史(Histoire de l'esprit humain)の最後の段階で現われてきたのである。この認識はいうまでもなくコントの社会学、とりわけ神学的虚構の段階↓形而上学的抽象の段階↓科学的実証の段階という人間知識の三段階の発展法則に負うものである。なお、デュギーは社会学の発展を妨げてきた要因として、社会的諸問題を実験的に処理することの不可能性および種々の偏見のほか、従来、社会学の方法として演繹的方法(Méthode déductive)が排他的に採用されてきたことを挙げている。デュギーは、ある一つの絶対的原理から結論を演繹する方法の具体例として自然法論をあげているが、後述するように、彼によれば、この絶対的原理自体の眞理性は科学的に証明されていない。それゆえ、「発見における仮説の役割を否定することなく、観察の方法が唯一科学的な方法であることを肯定しなければならない」。

社会学の科学性に対する批判の第二は、社会学における予見の可能性という点である。しかし、デュギーによれば、これとても社会学が現状において未完成であることから生じている一時的現象であって、社会的事実社会現象に関する観察と分析が積み重ねられれば、予見もまた可能になる。予見不可能性ということであれば、その科学性について疑問を抱かれることのない気象学(La météorologie)にもあてはまることである。それゆえ、デュギーによれば、社会学に対する予見不可能性という批判は適切ではない。

ところで、この問題をめぐって、デュギーがデュルケームの社会学の方法に多くを負っていることが推察される。というのも、デュルケームはボルドー大学の社会学および教育学の講座を担当するようになった一八八七年の作品「社会学講義——開講の言葉」(Cours de science sociale: Leçon d'ouverture)において、社会学を「他の実証科学に伍していける一つの新しい科学」として位置づけ、その方法を提起せんとして次のように述べているからである。「人間の自由山はすべての法則の概念を排除し、あらゆる科学の予見は不可能であるという主張がなされるであろうか。諸君、そんな反対があってもわれわれはそれに動かされてはならない。そしてわれわれはこの反対を軽蔑することによってではなく、方法的にこれを無視することができるのである」。ここに明らかのように、デュルケームにとつて、社会学における予見不可能性の問題は、究極的には人間の自由意思をめぐる問題に結びついており、彼はこれを形而上学の問題であって実証科学の問題ではないとの基本的態度をとるのである。後述することく、デュギーもまたこの基本的態度を継承しているといえる。

(2) 人間の自由意思をめぐる問題——この問題は当時の科学的社会学の重要問題であるが、社会学は物理学的・生物学的現象とは異つた人間の自由意思に基づくところの行為現象、社会現象を対象とするがゆえに、傾向の法則 (lois de tendance) や近似的法則 (lois approximatives) は確定できるとしても、真の科学的法則 (véritables lois scientifiques) を確定することはできないという批判がなされてきた。しかし、デュギーによれば、この問題は「自由意思」(libre arbitre) をめぐる形而上学の問題であるから、このようない「純然たる形而上学的概念から導き出された反論は、専ら諸事実の直接的観察に基づく科学には対置しえない」。彼のこの態度は、先にみたデュルケームの基本的態度に全面的に依拠するものである。そのことを明らかにするには、デュルケームの次のような論述を引くだけで充分であろう。デュルケームはいう。「人間が自由であるか否かをきめる問題はたしかに関心のもたれる問題であるが、この問題は本来形而上学において論ぜられるべき問題で、実証科学はそれに対して関心をもつ必要はないし、またもつべきではない」。「社会学の決定論は自由意思とは相容れないものだ」という反論がある。だが、もし本当に自由の存在が一切の確定的法則の否定を含んでいるのであれば、そのような自由は、ただ単に社会にとつてのみならず、およそ一切の科学にとつて克服しえない障害物であることになる。なぜなら、人間の意思はつねに何らかの外在的な運動と結びついているのだから、自由はわれわれの内部において全く同じように、われわれの外部においても決定論を理解しがたいものにしてしまふからである。しかし、自然科学の可能性に異議をさしはさむような人は、自由意思の信奉者のうちにさえ、もはや唯一人としてい

シ・デュギーの初期法思想(堀 安次)

ない。社会学についてはなぜそうではないのであろうか?」

このように、デュギーは、デュルケームにならって自由意思を形而上学の問題であるとして、それを社会学から排除せんとする基本的態度をとっている。しかし、彼はこの基本的立場から逸脱することを承知のうえで、あえてこの問題を検討して次のような結論を得ている。それによると、たとえ人間が世界の既存の秩序すなわち普遍的決定論をまぬがれんとする意思を有しているとしても、普通の状況においては人間は意識的にこの決定論に従う。つまり、たとえ何人かの個人的意思がこの決定論に対立する傾向を有しているとしても、それは一連の事物に何らの影響力も有せず、全体としては、自由意思は常に意識的にこの決定論に従う。このことをよく証明するのが統計学 (statistique) である。それは、人間の自由意思に依拠しているかと思われる社会的事実が、実は数学的な恒常性を伴って生起していることを示している。それゆえ、デュギーによれば、この「思慮深き統計学のおかげで、これらの諸事実の進化が幾何学的曲線 (une courbe géométrique) によって表わされうるであろう日も遠くはない」。

なお、このこととの関係で、社会技術 (art social) をめぐる問題も扱われている。デュギーによれば、技術とは、人間の自由にして意識的な行為に基づき、何らかの決定的な結果を得んとする諸手続の総体である。ところが、先にみたごとく、人間の自由意思に基づく行為は決定論に従う。そうだとすれば、社会技術の存在領域も自づと限定されたものとならざるをえない。それはいかなる領域か。ここでデュギーが着目するのは、「社会連帯」(solidarité sociale) を意識する人間のありようである。彼によれば、人間は社会性と個人

性を結びつける緊密な「社会連帯」を意識する存在である。それゆえ、社会技術とは外的、妨害的原因による「社会連帯」の損失を防がんとする意識的行為の産物にほかならない。ところで、人間の意識が普遍的決定論に従うものである以上、右の損失を防がんとする意識的行為は、「社会連帯」に関する科学的認識を前提とする。この意味では、デュギーにとって社会技術とは、「社会連帯」に関する科学的認識に基づく政策決定にほかならない。社会技術は人間の自由意思に基づくものであるとはいえ、社会現象を貫く法則の科学的認識に先行するものではなく、その法則に従って行使される場合にのみ有意義となる。

以上が自由意思および社会技術についてのデュギーの考察であるが、そこには彼の生涯の法思想をめぐる問題点の一部がうかがえる。最初にふれたように、デュギーの中期―後期の作品で展開される社会連帯主義的法理論の最大の問題は、「社会連帯」をめぐる「事実」と「価値」の問題である。彼はこの「社会連帯」を初期段階では純然たる事実であると強調しながら、後期においてはそれを「正義」という価値それ自体に結びつけてゆく。つまりデュギーは、個人性と社会性という人間の二重の意識に基づく社会の存在様式を「社会連帯」という純然たる事実問題として考察しながら、そこから「類似による社会連帯 (la solidarité sociale par similitude)」もしくは「分業による社会連帯 (la solidarité sociale par division du travail)」を弱めるような何ごともなすべきではない。双方の形態における社会連帯を増強するために、個人にとって実質的に実践可能なあらゆることをなせ^⑥。という社会的行為規範を導き出し、さらにその規範が「人間本性の永久的要素」(élément permanent de la nature

humaine)にして時空を超えて「すべての人間の魂」に内在する「正義のサンチマン」(le sentiment de la justice)に基礎づけられていくと説くに至るのである。結局、彼の法理論は事実と価値の両極を彷徨することになる。

この問題については彼の中期―後期の法思想を考察する際に検討することとして、ここではその「彷徨」の原因の一つが自由意思の論証のしかたに求められることを指摘しておきたい。先にみたように、デュギーは、一方では、自由意思の問題は形而上学の問題であって科学的な社会学の問題ではないという基本的態度をとりつつも、他方では、その基本的態度から逸脱することを承知のうえでこの問題に言及し、普遍的決定論に従うものとして自由意思を位置づけた。ところが、そのことに徹すれば人間の意識的存在性が看過されてしまう。たしかに、デュギーは有機体論の基本的枠組を用いて社会現象を説明するが、後述するように、社会と生物体とを絶対的な同一性を有するものと見ているのではなく、人間の意識の進化に対応させて社会の発展を捉えんとする視点を設定している。この視点からすれば、社会現象は決定論のみによっても説明しきれないし、また自由意思のみによっても説明しきれない。そこで彼は決定論と自由意思という両者をつなぐ環として「社会連帯」なる概念をもち出して行くのである。その場合、意識的存在たる人間によって構成される「社会連帯」は、一方では普遍的決定論に基づく純然たる社会的事実として、他方では自由意思に基づく目ざすべき価値として位置づけられているのである。それゆえ、彼自身の解釈いかんによっては、その「社会連帯」は決定論の方にも傾きうるし、逆に自由意思の方にも傾きうるのである。

なお、この点について、「かれの科学と *esprit* との区別は、事実と価値の区別に対応するもののはずであった。ところが、デュギイは、この区別を決定論と自由意思したがって、科学と形而上学の区別に対応させて理解したのである。」との見方もあるが、デュギイは、自由意思を形而上学の問題として排斥するという基本的態度をとったうえで、社会技術の存在領域を限定的に認めているにすぎないのであるから、彼が、科学と技術との関係を無媒介に決定論と自由意思、科学と形而上学の関係として捉えていると断定することにはいささか疑問が残る。すでに若干のべたように、デュギイは社会有機体論に依拠しているとはいえず、生物有機体からの類推のみによっては社会現象を説明しきれないことをすでに考慮にいれているのである。

それゆえ彼は、決定論のみによっても自由意思のみによっても説明しきれない社会現象を、意識的存在たる人間によって構成される「社会連帯」に着目することによって説明しようとしたのであり、この「社会連帯」との関連で社会技術の問題が考察されていると考えた。デュギイの論述は必ずしも明瞭ではないが、ここではそれを、自由意思と決定論—その媒介概念としての「社会連帯」をめぐる科学と技術、という図式で捉えておきたい。

(3) 社会的意識をめぐる問題——社会的意識 (*la conscience sociale*) が存在するか否かという問題も、当時の社会学の重要問題である。しかしデュギイによれば、この問題は「普遍性」 (*universaux*) に関する問題として中世の哲学者を魅了したが、社会的意識は、それ自体としては、いわば「形而上学的実体」 (*entité métaphysique*) にすぎず、観察の方法によっては解きえない。それゆえ、実証科学的には、社会的意識は独自のではなく、個人的

意識を介してのみ考察されうる。「集合的意識の法則を発見するためには、個人的意識の法則を知っていることが必要である。」とデュルケームがいうように、デュギイにとっても、個人的意識の正確な内容把握が前提となる。そこでデュギイは、あらゆる個人的意識の二重性に着目する。彼によれば、個人としてと同時に社会的細胞として存在する「人間は、常にその固有の人格についての意識と同時に、彼がその一部を構成している集団についての意識を有している」。この個人性と社会性の意識は、相互につき合いを保って成長する。しかし、人間は社会的動物であって、ルソーのいうような孤立せる「自然人」ではないから、社会性の意識が個人性の意識に先行する。人間の最初の観念は社会的観念であり、原始人には集団の観念しか見られない。かくしてデュギイは、デカルトの「われ思う、ゆえにわれあり」に対して、「われ社会を考える、ゆえに社会あり」 (*Je pense la société, donc la société est.*) というのが、人間精神の根源的観念であるとのべている。

なお、デュギイは、「高等な生活を営む諸生物が下等生物と異なるのは、その構成部分の性能および機能が明瞭に異質化することによって諸部分がより一層個性を表現しているからである。」というスペンサーの進化論・有機体論を人間の意識の進化にスライドさせて、社会発展とともに個人性の意識が形成され、漸次社会性の意識に優位するに至るとも述べているが、全体としては、スペンサーの個人主義よりも社会優位の思想を重視しているという印象が強い。

このように、デュギイは独自の社会的意識の存在を形而上学の問題であるとして排斥し、個人的意識を介して考察しているが、初期段階では、そこにおける社会性の意識に重点が置かれているよう

に思われる。この点、「初期デュギエは、個人とは別個独立の社会の存在を認めるのに対応し、ある個人の意識を器官とする(その意味で、個人の意識を全く離れては存在しない)ところの、個人意識とは区別された集団意識の存在可能性を、形而上学の問題としては認めているが、後期デュギエになると、個人と区別された生的存在としての社会の観念を否定するのに対応して、意識も純粹に個人の意識に限定してしまう」といわれるように、初期段階における社会的意識の考察は必ずしも明瞭とはいえないが、彼の実証主義の深化につれて形而上学との袂別も徹底し、個人的意識を基軸にした社会連帯主義的法理論が展開されるようになる。

以上、社会学の諸問題の考察において、デュギエはスペンサーの社会有機体論の基本的枠組を踏襲しつつ、コントにならう社会学を人間精神史の最後段階として位置づけ、デュルケイムの社会学に依拠して理論構成しているとみて大過ないであろう。そして、その諸結論は多かれ少なかれその後展開される彼の社会連帯主義的法理論の基礎となるものである。このような社会学的諸考察は、デュギエのライフ・ワークである憲法学とどのように関連しているのだろうか。初期段階に限って、以下それを見てみよう。

- ① L. Duguit, *Le droit constitutionnel et la sociologie*, op. cit., p. 484.
- ② *ibid.*, p. 488.
- ③ L. Duguit, *Un séminaire de sociologie*, *Revue internationale de sociologie*, 1893, N°3, p. 202.
- ④ スペンサーの社会学における superorganism = superorganique の訳語として、「超有機体」ではなく「優級有機体」をあてゐる入部とたつては、林忠海「社会有機体論の研究」昭・三六頁参照。この点、本稿は「

の指筋に示唆を受け、「高等有機体」という訳語をあてた。

- ⑤ L. Duguit, *Le droit constitutionnel et la sociologie*, op. cit., p. 488.
- ⑥ Roger Bonnard, Léon Duguit. *Ses oeuvres, sa doctrine*, op. cit., p. 8.
- ⑦ H. Spencer, *The Principles of Sociology*, vol. 1, 3rd ed. New York, 1887, pp. 437—445.
- ⑧ *ibid.*, pp. 445—450.
- ⑨ この点、中井尚「デュギエ研究」昭・三一・但し、取められている論文の大半は戦前のものである。これはスペンサーマンとしてのデュギエを捉えながらも、次のように入っている。「スペンサーの如く個人主義の原理を固守しなかつたデュギエは、論者時にス氏に対して難する社会有機体説と個人主義的原理との矛盾を感じる必要がなかつた。」(三四頁)
- ⑩ L. Duguit, *Un séminaire de sociologie*, op. cit., p. 202.
- ⑪ E. Durkheim, *Cours de science sociale: Leçon d'ouverture*, 1887, dans *La science sociale et l'action*, (Jean-Claude Filoux ed.), 1970, Paris, p. 83. 小関・川島多訳「社会学講義―開講の「華」」『キンマスキートン』一六二頁。
- ⑫ L. Duguit, *Un séminaire de sociologie*, op. cit., p. 203.
- ⑬ E. Durkheim, op. cit., p. 83. 前掲註六一六二頁。
- ⑭ E. Durkheim, *Sociologie et sciences sociales*, op. cit., p. 143. 前掲註六一九〇頁。
- ⑮ L. Duguit, *Un séminaire de sociologie*, op. cit., p. 204.
- ⑯ *ibid.*, p. 204.
- ⑰ 高橋和之「フランス憲法学説史研究序説」『『国家学会雑誌』八五巻七八号五四五頁参照。
- ⑱ L. Duguit, *L'Etat, le droit objectif et la loi positive*, 1901, Paris, p. 91.
- ⑲ L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, Tome 1, 3éd., 1927, Paris, pp. 118—119.

② この決定論を端的に示すのはデュギーの次のような論述である。「偉大な人間は所与の環境の総体の必然的産物であり、その偉大な人間が諸要素の一つであるところの社会状態は、その社会状態を支配する自然法則に従っているのである。社会を創るのが偉大な人間ではなく、偉大な人間を創るのが社会なのである。」L. Duguit, *Le droit constitutionnel et la sociologie*, op. cit., p. 494.

③ 高橋和之・前掲五四五頁。

④ E. Durkheim, op. cit., p. 86, 前掲訳二一六六頁。

⑤ L. Duguit, *Un séminaire de sociologie*, op. cit., p. 207

⑥ *ibid.*, p. 207.

⑦ H. Spencer, *Social Statics*, 1850, New York, p. 479, 林忠海・前掲三五頁以下参照。

⑧ 高橋和之・前掲五四九頁。

二 憲法学への視点

憲法学は一八八九年七月二四日のデクレによって学部課程としてとり入れられるようになり、デュギーはホルドー大学法学部でこれを担当することになる。「憲法学と社会学」という論文で展開されるデュギーの憲法学への視点は、先にみてきた社会学の考察と当時のフランス法学教育の実状に対する批判を基礎としている。法学教育の実状について、デュギーは次のようにのべている。「法学部の教授たちは俗事 (profanes) に無縁な世界に生きんとしてゐる。すなわち彼らは旧態依然とした研究に閉じ込められ、能力もなく、現代社会の変転する諸要求に無関心となり、わが国の法律学 (Jurisprudence) の進歩をあたかも楽しんでゐるかのよう無視し

ながら、何の目的もなく何の利益もない難儀な推論による解釈、すなわち厄介で無益な知識しか学生たちに教えてゐない。」^⑨。いうまでもなく註釈学派に対する批判であるが、このような批判は当時の社会学研究者にとってほぼ共通するものであった。たとえば、デュルケームは先にみた「社会学講義——開講の言葉」において、社会学の講座が開設されるに際し、それを法学部に置くべきであるとの意見があったことを紹介したあと、次のようにのべている。「こうした細心の注意が証明していることは、もっともすぐれた人びとは今日、法学専攻の学生が純然たる解釈学的研究だけに閉塞しないことが必要だと認めていることである。もし法律学専攻の学生が実際法典の注釈だけに全時間を費し、したがって、各法律についての唯一の関心事が立法者の意図が何であつたらうかを推測するだけであるなら、立法者の意志のみを法の唯一の源泉とみることを慣習とすることであろう。ところで、これは文字を精神とみ、外観を現実とみることであろう。」^⑩。こうしてデュルケームは、法律がいかなる社会的要求の力によって創られるのか、いかなるプロセスを経て固定化し、さらに変化してゆくのか、つまり広い意味での立法過程と法の変遷を法学専攻の学生に学ばせなければならないことを説いている。したがって、デュギーの批判が決して独断ではなく、社会学的なものが見方・考え方が当時の法律学に対して厳しく要求されていることが知れる。なお、蛇足であるが、この点は、わが国の法学教育が一方では法解釈学を基軸にした教育方法に依拠しつつ、他方では多様な研究領域・研究方法を見出しながら、今なおその両者を有機的に関連づけていない現状を考えると、極めて今日的な指摘であるといえよう。

ところで、デュギーの註釈学派批判はこの学派の方法を細部にわたって検討したものではなく、一見外在的批判に止まっている視がある。しかし、それにはしかるべき理由がある。既述のごとく、註釈学派は一八世紀自然法思想の産物である近代法体系を絶対無謬の存在として捉え、その詳細な註釈に専念するのであるが、デュギーにおいては、その自然法思想自体が形而上学的思考の産物であり、科学的・実証的に証明することできない諸概念の上に成り立っているにすぎないという前提的認識が存在する。それゆえ、彼にとって、註釈学派の方法を細部にわたって検討批判する必要はなく、この学派の依拠する形而上学的思考を批判することが法科学とりわけ憲法学形成への出発点となるのである。

(1) 形而上学派に対する批判——デュギーの法思想は、全体として、伝統的な法律学の基礎的諸概念を批判する部分と、その批判の上立って社会連帯主義的法理論を構成する部分から成り立っている^④。批判的部分において最も注目されるのは形而上学的思考に対する批判である。彼によれば、形而上学派は、社会科学とりわけ法学および公法学の研究に純然たる演繹的方法を用いている。それは自然法が存在するというア・プリオリな原理に基づくものであり、諸事実をあらかじめ定められた枠組にはめこもうとする方法である。しかし、不幸なことに、この自然法の原理について人々の間に一致点は見出されていない。自然法の原理は時代により、国により、個人によって異なる。それゆえ、自然法の原理は絶対的なものでもなければ普遍的なものでもない。それは純然たる形而上学的概念であり、不可知の領域に属するものであって実証科学にとっては無縁のものである。この古典的な精神は、明晰性と確定性 (*la clarté et*

la précision) を求めんとするフランス人の知性の本質的資質 (*qualités essentielles de l'intelligence française*) に基づくものであるが、実のところ、それがフランス国民を「不動の神政政治」(*l'immobilité théocratique*) と「ジャコブンの革命」(*la révolution jacobine*) と導いてきたのである。デュギーはそのことを歴史的に考察し、一七世紀における神法の原理は神政的、君主の諸原理を基礎づけるものであったし、一八世紀においては、ルソーはランゲ (*Hubert Languet ou Junis Brutus*) やホッブスの理論を再興することによって、人為的で先入見にもとづく社会契約の原理を表明したと説いている。そして、ルソーのこの原理は半世紀にわたって社会科学の格率となるのであるが、その信奉者たちは、ア・プリオリな諸原理と古典的精神が一七世紀の神政政治を創りあげたのと同じく、大革命期のジャコバン主義を導いたというのがデュギーの結論である^⑤。

ところで、このア・プリオリな原理は真であらうか。デュギーはこの段階ではルソーの社会契約原理に対して内在的批判を加えてはいない。それが展開されるのは中期—後期の法思想においてである。したがって、この時点では、彼は次のように述べるに止まっている。「私はそれについていささかも知るところはないし、知るところも思わない。しかし、私はこの演繹的方法が危険なものであるというところ、そして今日に至るまで社会科学の発展を阻んできたのは、その手続の排他的な適用であるというところを確証する^⑥」。彼によれば、この点については物理学や生物学の歴史が教訓となる。というのも、これらの科学の領域においても、演繹的方法が採られていた段階では、その発展は足踏み状態にあったが、ベーコンやガリレ

イのあと観察や実験が重視せられ、演繹的方法が放棄されるようになってから貴重な進歩が見られるようになったからである。それゆえ、社会科学の領域においても観察の方法に従うべきであり、演繹的方法の排除をためらうべきではない。経験に先行し超越するものは、人間には認識不可能であって科学の対象とはなりえない。唯一の認識可能な世界は現象の世界である。経験のみが認識可能な所を提供する。「事実の観察によって証明された事物しか真なるものとして認めないこと、それが科学的方法の第一義的規範である」。

デュギーのこの基本的立場は、後期の法思想にも一貫して受けつがれており、いわば彼の実証主義的方法の基礎をなすものである。たとえば、後期の代表作である『憲法論』においても次のように述べている。「直接的に検証された事実ではないようなものをすべて排除すること。……それは法学の領域を現実的かつ実証主義的に確定するのに不可欠の条件である。私が傾けたのはこの努力である」。^⑧ただ、この初期段階においては、形而上学的・演繹的方法が一般論として排斥されているにすぎず、中期―後期にみられるような「権利」や「国家主権」といった法的諸概念の排除は、具体的な論述としてはみられない。

(2) 社会学における憲法学の位置——右にみたような形而上学批判に続いて、デュギーは実証科学としての社会学の存在証明を行っている。それはすでにみた「社会学ゼミナール」で展開されているのと同じである。内容的にはモンテスキューを実証科学の創始者として位置づけ、コントにはじまりデュルケームに至る社会学の系譜を考察し、スペンサーの社会有機体論の基本的枠組を用いて社会現象と社会学の関係を論じ、社会学に対する批判を検討して反批判を

加えている。以上の考察のあと、デュギーは社会学における憲法学の位置について説いている。以下、それを見よう。

「社会学ゼミナール」においてみたように、彼によれば、社会学は社会集団の形成、それを支配している法則、社会形態の分析を行うものであるが、法学はその一分野である。その場合、社会有機体論が前提になっていることは言うまでもないが、社会を生物有機体と絶対的に類似せるものと見なさないよう注意しなければならぬ」^⑨との警告がみられる。この警告はそれ以上具体化されていないので、これが中期―後期において社会有機体論を放棄するための伏線になっているかどうかは明瞭ではない。

それはともかく、デュギーによれば、有機体の内には栄養および呼吸の現象 (les phénomènes de nutrition et de respiration) と凝集および管理の現象 (les phénomènes de cohésion et de direction) がみられる。これらの諸現象に対応するのが消化・循環・呼吸の器官である。これと同じく、社会の内にも二つの現象とそれに対応する機関が存在する。一つは栄養現象すなわち社会的富 (la richesse sociale) の生産と分配に関する現象であり、自然的諸力 (agents naturels) ・労働・資本・交換・制度・交通網は人間社会の循環・呼吸のしくみを構成し、これを考察対象にするのが経済学もしくは政治経済学 (la science économique ou économie politique) である。二つは社会保持の現象すなわち社会的な神経運動のしくみ (système nerveo-moteur social) に関する現象であり、法現象として捉えられる。これを対象とするのが法の科学もしくは法学 (la science juridique ou le droit) である。

ところで、デュギーによれば、高度な発達段階にある生物体にお

いては、一連の神経節(une série de ganglions nerveux)から構成された神経中枢(centres nerveux)がみられる。そのうち最も重要なのが脳脊髄中枢(Le centre cerebro-spinal)であり、これに全ての神経組織が結びついている。これと同じくみが社会の内にも見られる。脳脊髄中枢に対応するのが国家(État)である。社会の内には二つの神経中枢が見られる。一つは家族・集団・共同体・会社・階級であり、二つは個人である。それゆえ、広く社会現象と呼ばれるものには、一方では諸個人の関係をめぐる現象があり、他方では家族・集団・共同体・会社・階級の形成・発展・機能がめぐる現象がある。さらに今一つ社会有機体の脳脊髄中枢と考えられる国家の形成・発展・機能に関する現象が見られるが、これを考察対象にするのが法の科学のうちの憲法学である。それゆえ、デューギーによれば、「憲法学は社会学の一部であり、そこでは、社会有機体の脳脊髄神経中枢(centre nerveux cerebro-spinal)と考えられた国家の形成・発展・機能に関する現象を支配している法則を確定すべく探求がなされる」^①。

憲法学を実証主義的社会学の一部としてこのように位置づけた場合、その講義方法・プラン・精神が自づと明らかになる。すなわち「全てのア・プリオリな原理を拒否すること、社会現象を観察すること、いかなる政治制度もそれ自体としては良くも悪くもなく、全ては単純なる事実であって、それらの事実はそのに先行する事実に由来し、それらの事実を従え、伴っている人々を決定づけるのだということを認識してさまざまな国家の政治制度を研究すること、これらの事実の諸関係すなわちそれらの事実の雜起と並存を支配している法則を公式化すべく試みることを、最後にこれらの法則の助けを借

りて現代社会の政治的将来を予見すること」がそれである。

このように、デューギーは、社会学の存在理由を社会有機体論に基いて説くことにより、その一分野としての憲法学のあり方をも提起したのである。彼にとって、憲法学は、国家現象を貫く法則の科学的認識とそれに基づく政治的将来の予見「政策決定」という国家論にほかならない。しかし、そこで注意したいのは、「いかなる政治制度もそれ自体としては良くも悪くもなく、全ては単純なる事実」であると述べているように、少なくとも科学的な法則認識の次元では国家の正当性の問題が完全に排除されているということである。この基本的立場が、中期―後期における「社会連帯」を軸とした憲法学「国家論」の展開過程でどの程度完全に貫かれるかは、興味ある問題である。すなわち、先に若干のべた「社会連帯」をめぐる「事実」と「価値」の問題である。それについては別稿にゆずるとして、次に、デューギーの国家機能の分析を見てみよう。

- ① R. Bonnard, Léon Duguit. Ses oeuvres. Sa doctrine, op. cit., p. 8.
- ② L. Duguit, Le droit constitutionnel et la sociologie, op. cit., p. 484.
- ③ E. Durkheim, op. cit., p. 108. 前掲訳頁一九二頁。
- ④ ホーネルによれば、デューギーの科学的な努力は「批判的努力」(effort critique)と「構成的努力」(effort constructif)から成っており、それらの努力が「憲法論」において具現された。R. Bonnard, Léon Duguit. Ses oeuvres. Sa doctrine, op. cit., p. 7.
- ⑤ L. Duguit, Le droit constitutionnel et la sociologie, op. cit., pp. 486-487.
- ⑥ *ibid.*, p. 485.
- ⑦ *ibid.*, pp. 485-486.

るところの関係は、命令者の被命令者に対する関係である」と述べているように、デュギーにとって、国家機能はこの強制的命令の発現形態として捉えられる。

すでにみてきたように、人間社会は一つの自然的事実であり、生物界の一般法則に従って生成・発展・消滅する。結合(association)が生物界の一般法則であるように、人間社会もこれに従う。人間は常に社会をなして生存してきた。このように人間を社会的存在たらしめる本質的因子は、「欲求の共通性」(la communauté de besoins)である。人間社会はこれによって結合し、その充足のために作動するが、その発展過程は同種から異種への分化の一大法則(La Grande loi de la différenciation)に従う。この分化は、性の相違にはじまるところの社会における二階級への分裂、すなわち命令を付与する階級とそれに従う階級への分裂を導く。これによって人間社会は政治社会となる。デュギーによれば、このような政治社会において、国家は社会組織の一つであり、一人もしくは複数の個人によって構成され、社会の他のメンバーに命令を付与する一つの社会的機関(un organe social)にすぎない。このように、あらゆる国家機能は命令付与機能として捉えられる。したがって、国家は君主政・貴族政・民主政といったさまざまな形態をとるが、その本質は命令する階級とされる階級の分化の産物だということである。

(1) 国家機能の史的分析——デュギーは国家機能の変遷を歴史的に考察しているが、その場合に注目されるのは、人間の意識の発達に呼応させて右にみた命令の発現形態——国家機能を分析している点である。すでにみたごとく、人間には社会性の意識と個人性の意識という二重の意識が見られるが、最初に支配的なのは前者である。

歴史的にみた場合、国家の初期段階では社会の集团的利益が個人的利益に優位しており、人々は集合的意識に支配されている。たとえば、原始社会では首長が狩猟と遠征を命じ、各人とその任務を指示し、秩序や安寧を脅かす者を処罰し、紛争に度きをつけるというように、その命令付与関係は専ら集团的利益の観点から形成された個人的・具体的・特殊の関係であって一般的ではない。ここでは統治機能(La fonction gouvernementale)のみが存するにすぎない。ところが、この統治機能によって社会生活が保障され、社会的欲求の充足が確保されるにつれて、人々の精神の内に個人的存在の意識・個人的欲求の意識・利己的傾向の意識が粗造される。このような意識の変化は先にみた同種から異種への分化の法則に呼応するものであるが、この段階に至って集团的利益と同時に個人的利益を護る必要が生じる。ここに、一つの利益の調整が必要となり、法の観念(notion de loi)が形成され、全ての人々に適用可能な一般的命令(Ordre général)が現われる。この一般的命令の発現形態が国家の立法機能(La fonction législative)である。執行機能(La fonction exécutive)はこの立法機能に由来する。つまり、一般的命令を何人にも周知徹底させねばならないことから執行機能は派生する。

これまでのところで注目されるのは、第一に、デュギーが、社会有機体論に基づいて、国家を社会の一機関として位置づけている点である。この見方の背後には、当然、他の社会諸集団もまた社会的諸機関として位置づけられるという認識が存在しうるわけで、いわゆる多元的国家論に通ずる考え方もある。たしかに、デュギーは国家を社会の脳脊髄中枢として位置づけているのであるから、他の社会諸集団より重要な機関として捉えていることは否めないとして

も、そこでは法的観点からする国家の命令付与機能の分析がなされているにすぎず、その命令の正当性をめぐる問題が排除されているから、他の社会諸集団に対する国家の優位性は絶対的なものではないといわざるをえない。この点、中期―後期における国家論の展開に注目した。第二に、デュギーが国家機能の史的变化を人々の意識構造の変遷に呼応させて捉えている点も注目されてよい。史的考察がなされている点は、国家機能の分析が平面的なものに終始するのを防ぐという点で評価に値するが、それが人々の意識にのみ呼応させた考察に終始している点は一考を要する。というのも、その意識の変遷の原因が奈辺に存するかが明瞭にされないかぎり、国家機能の史的分析も所詮は表層的次元に止まらざるをえないからである。たしかに、デュギーはこれらの意識の変化が同種から異種への分化の法則に基づくものであるとは述べてはいるが、生物学的な分化の法則は人間社会の史的發展を充分に説明できるものとは考えられない。現に、デュギーはその後社会有機体論を放棄するに至るのである。このような意味で、デュギーの国家機能の史的分析は、国家論の平面化を防ぐという点で評価に値するとしても、なお充分なものではない。生物有機体における同種から異種への分化の法則にもとづく人間の意識の変化、それに伴う国家機能の変遷の考察は、いわゆる下部構造と上部構造との関係の観点から再検討を迫られるであろう。

(2) 現代国家の諸機能——先にみたように、現代社会の注目すべき特徴の一つは多種多様な国家機能にある。デュギーによれば、現代国家は、一方では元首・内閣・議会といった諸機関を伴い、他方では市町村 (commune) や州 (province) といった第二次国家

(Etats secondaires) に分割されていて、中央国家 (Etat central) の統制と監督のもとで諸機能を充足する。しかし、現代国家の機能が多種多様なものであるとしても、国家の本質には変りがない。原始的国家がそうであったように、現代国家の本質もまた命令付与機能にある^⑧。この命令は、全ての人々に一般的に適用される一般的命令 (l'ordre général) と、特定の人々に適用される特殊の命令 (l'ordre special) に分類される。さらに、特殊の命令には二つの発現形態が考えられる。すなわち、一般的命令の執行のための特殊の命令と、一般的命令にかかわりなく直接的かつ独自の特定の個人々に課せられる特殊の命令である。これら三種の命令の発現形態は立法機能、執行機能、統治機能として区別される^⑨。このうち立法機能は最重要なものであり、経済・社会に関する国家の重要な任務は立法機能を介して行われる。しかし、戦争や内乱といった政治状況においては公的利益が私的利益に優先し、個人的意識は集合的意識に吸収されるから、国家の全ての機能は統治機能に収約される。フランスの実定法上統治行為 (actes de gouvernement) が認められているのはこのためである^⑩。

デュギーがこのように国家機能を三機能に分類した上でなお統治機能を重視する背景には、社会有機体論に基づく社会的認識が存在し、しかも、それが彼自身意識すると否とにかかわらず、一つの政治的立場の表明ともなっている。すなわち、現代社会は集団的利益と個人的利益の均衡上に成り立っているが、「しかし、根本的には……個人は社会を構成する細胞としてしか存在しないのであり、個人生活は社会生活から導き出されるのであって、優越的利益は常に集団的利益である」という認識である。さらにいえば、このよう

な認識は本稿冒頭でみてきた一九世紀末葉のフランスの経済的・社会的・政治的諸状況の反映であり、より限定的には、一八世紀自然法思想の結実たる実定法体系の註釈に専念した註釈学派に代表されるような、個人主義的傾向に対するフランス法学界のリアクションとも考えられる。但し、デュギーは統治機能およびそれを担当する行政権の重要性は認めるが、その全能性を認めてはいないことに注意したい。

次にデュギーによれば、立法機能の直接のコロラリーとしての執行機能は前者とともに拡大するが、現代社会においては、それは先にもた一般的執行機能のほか、次の二つの観点からも捉えられる。一つは集団的利益にかかわる一般的命令の発現形態としての行政的執行機能 (La fonction exécutive administrative) 二つは個人的利益にかかわる一般的命令の発現形態としての司法的執行機能 (La fonction exécutive judiciaire) である。なお、立法機能は個人的意識の形成を前提とするものであったが、行政的執行機能と區別された司法的執行機能は立法機能よりも発達した精神状態^④人間の知的進化における新たな分化、すなわち個人的利益に適した全く特別の保護の観念を前提とする。彼によれば、この行政機能と司法機能の區別は一八世紀の哲学と近代法の産物である。「一八世紀の個人主義的哲学、その哲学によって魂を吹きこまれた革命は、集団的利益と個人的利益の間の継続的な接触、社会の正常な発展を保障するために、それらの利益に均衡をもたらせる必要性を理解していたし、それと同時に、行政機能から區別された司法機能の観念を入念に仕上げたのである。われわれの^⑤とっている観点からすれば、それは個人的意識の最後の段階である」。

このように、デュギーは、集団的利益^⑥集団的意識から個人的利益^⑦個人的意識へという人間の意識の進化に呼応させて、強制的命令の発現形態としての国家機能を、統治・立法・行政・司法(行政と司法は執行機能の内に包摂される)の四機能に分類したのである。それは、人間の意識の進化についての歴史的考察を縦軸とし、発せられる命令がいかなる性格のものであるかという類型的考察を横軸としている点で、国家機能についての新たな分類の試みであったといえよう。

なお、デュギーは、命令の発現形態としては必ずしも取約されない現代国家の重要な機能として、外交的機能 (La fonction diplomatique) と管理的機能 (La fonction de gestion) が存在することをも指摘している。前者は、通商・相互防衛等をめぐって他国家との関係において果される国家機能であるが、それは、私人間の法的関係が契約 (La convention) に基いて成立することく、国家間の条約 (La convention) のもとで実現されるから、命令の発現形態としては取約されえない。しかし、デュギーは、この外交的機能をも人間の意識の進化との関係で捉えている。彼によれば、個人的意識は社会的意識を前提とし、安寧秩序の確保によって、各人がその固有の利益とそれを保護すべき必要性を意識した時点で生ずるが、外交的機能を生み出す意識もこの意識に呼応・後続するものである。国家間の諸関係を生み出す一つの契機は戦争であるが、個人間における意識の進化は国家間にも見られるのであって、戦争は漸次減少し、国家がその命令を国民に発することく、諸国家に命令を発する国際的な優越的権威 (l'autorité supérieure internationale) が構築されるであろう^⑧。かかる状況に至れば、国家の国際的機能は命令付与とい

う国家機能の一般的形態に帰着する。

デュギーが国際連盟の設立をどこまで自覚的に考えていたかは、この時点では必ずしも明瞭でない。しかし、先に見たことから明らかなように、人間の意識の発展過程を踏まえて、国際平和を希求している姿勢には疑いが無い。なお、彼は後に、法(droit)が国家に優越することを説き、そのことは国際社会においても妥当するとして、国際法の存在可能性・国際法による国家関係の規律を示唆している。

最後に、公的財産の管理的機能もまた純然たる命令付与関係とは見なしえない。デュギーによれば、公的な富(trichesse)の専有は国家存続の本質的条件であるが、歴史的にみた場合、初期社会にあっては全体主義的意識が支配的であるから、国家による富の専有は専ら命令によるものであった。しかし、社会的意識と個人的意識の分化に伴い、集団の専有と個人的専有の思想が現われる。しかも、ローマ法を介して、財産は法的人格(Le personnalité juridique)の放射物であるとの考え方が支配的となる。このことから、国家による富の専有・管理もまた国家の法的人格を前提とするとの考え方が形成される。かくして、個人的財産の管理が契約を介してなされるごとく、国家の財産管理もまた契約によらねばならない。国家がその財産管理をめぐって社会諸集団もしくは個人との間に有する関係は、契約によって成り立つ。但し、国家は、その管理的機能において、公権力としての性格に命令付与者としての本質的性格を全て失うわけではない。いわば、「国家は契約することによって命令する」のである。このように、デュギーによれば、国家は管理的機能をめぐって契約者および命令者としての二重の性格を有する。

ここに明らかなように、デュギーは初期段階においては、「権利」および「国家の法的人格」といった法的観念を歴史的考察の成果として認めている。しかし、実証主義的方法の深化とともに、中期以後期の法思想においては、これらの法的観念はいずれも形而上学観念であるとして厳しく批判され、たとえば、「所有権それ自体は、ある一定の経済的立場において、……その個々の立場に応じて諸個人に課せられている社会的使命を自由に充足する権能としてしか認識されないにちがいない」というように、先にみた「社会連帯」を充足すべき社会的行為規範の観点から、それらの法的観念の独自性は否定されることになる。そのことは、社会有機体論が放棄されることと共に注目されるところである。

(4) 国家諸機関の協同——ところで、デュギーによれば、小国においてはあらゆる国家機能は一つの国家機関によっても可能であるが、大國においては国家諸機関の協同によらねばならない。この意味において、国家は諸機関の集合体であり、それが国家の人格を構成する。それゆえ、諸機関の機能を協同させるのではなく、分割せんとするような政治制度は非現実的であり、不幸な結果しか生み出さない。デュギーのこのような考え方は、一七八九年の国民議会での権力分立制度をめぐる諸議論を実証的に検討した論文、「権力分立と一七八九年の国民議会」(一八九三)において詳細に展開されている。それによれば、その単純な諸要素に還元されると、権力分立論は、国家においてその相互の間にかなる関連もいかなる相互的作用も有しない別個の諸機関を創設すること、そしていずれの機関に対しても一定の範囲の諸機能を託し、その機関が他の諸機関の協力を得ずしてその諸機能を達成することから成り立っている。この

ような権力分立制はあらゆる均衡のとれた政治の基本的条件と考えられてきたが、デュギーによれば、「これこそまさに異常なまでの錯覚である」。このような錯覚は、「一般の原理に激しく熱中し、一挙に新たな政治体制を創設することに性急になっている国民議会」から生じたものである。この国民議会が権力分立原理を汲みとった源泉は、モンテスキューの『法の精神』、イギリス憲法・アメリカ憲法であるが、前二者からは細部にわたる重要な論点が考慮されずに「一般的公式」しか借用されていないし、後者については連邦国家(アメリカ)と中央集権的国家(フランス)の本質的相違が理解されていない。デュギーによれば、「権力の分立」(separation des pouvoirs)と「機能の分立」(séparation des fonctions)を混同してはならない。「権力分立の名辭のもとで、今日では代表機関の協同(collaboration des organes de représentation)と機能の配分(répartition des fonctions)が存在する」のであり、第三共和政憲法のもとでは、「混同を避けるために、権力分立の代りに機関の協同というべきである」。デュギーにとって、「議院内閣制 (Le gouvernement parlementaire) は今日まで代表民主制に最もよくみあった政治形態である。……議院内閣制のみが大原則において集団と個人の諸権利を同時に保障することができるのであり、それは決して権力分立にではなく、逆に権力の協同と連帯に基づいているのである」。

要するに、デュギーによれば、あらゆる國家機能の達成は、必然的に、國家の人格を構成する全ての機関の集合的作品である。その協同への参加様式がそれぞれの機関の固有の構造のゆえに異なるにすぎない。厳格な権力分立という古典的理論でもってしては、「議會

の専制」(La tyrannie d'une assemblée)もしくは「皇帝の独裁」(Le despotisme d'un empereur)という悲劇を招くのみである。それゆえ、議院内閣制のもとの協同、とりわけそれらの諸機関を究極的に統括する政府と議會の協同が必要であるとするのが、初期段階におけるデュギーの基本的な政治的立場である。これまでみてきた人間の意識の進化という観点からの國家機能の史的考察と、発せられる命令の性格をめぐる類型的考察とはいずれもこの政治的立場に収斂されているとみて大過ないであろう。否、註釈学派批判をベースとした法科学の確立を求めて社会学の科学性を論証し、その社会学の一分野として憲法学を位置づけたデュギーの初期法思想の展開過程は、全てここに帰着するといつて過言でない。この基本的な政治的立場からいかなる具体的提案がなされるかについては、彼の中期—後期の作品をみなければならぬ。

- ① L. Duguit, Jean-Jacques Rousseau, Kant et Hegel, Revue du droit public et de la science politique en France et a l'étranger, 1918, p. 174.
- ② ibid., p. 175.
- ③ R. Bonnard, Léon Duguit, Ses oeuvres, Sa doctrine, op. cit., p. 10.
- ④ L. Duguit, Les fonctions de l'état moderne, Revue internationale de sociologie, 1894, p. 170.
- ⑤ ibid., p. 164.
- ⑥ ibid., p. 167.
- ⑦ ibid., pp. 172-173.
- ⑧ ibid., pp. 173-174.
- ⑨ ibid., pp. 169-170.
- ⑩ ibid., pp. 170-171.

- ① *ibid.*, pp. 176-178.
- ② *ibid.*, p. 177.
- ③ *ibid.*, pp. 178-183.
- ④ *ibid.*, p. 183.
- ⑤ デュギーは、人間の意識の進化と国際関係の形成過程とを歴史的思考し、あつて、末だ他民族の人格性の意識は各民族固有の人格性の意識であつて、教宗や封建制度の影響を受けて諸大國間に外交関係が見られるけれども、それについての意識はまだ粗雑でしかなく、その関係を規律するのは各君主間の取り決めであり、結局のところは物理的力であること、③しかし、ルネサンス・宗教改革・長期戦争が社会的意識・個人的意識・人民対人民の諸関係を発展させ、各國相互の存在觀念に人格性の觀念を生み出すことによつて、一六・七世紀にかけて、諸國家の行為が条約形式で規律されるべきだとの意識が形成されてくること、④六四八年のウエストファリア条約、⑤それでもなお物理的力によつて國家關係を規律せんとして戦争は頻発するが、やがて戦争を規律する条約（一六五八年のハリ条約、一八六四年のシヤネーツ協定）が発明することを指摘している。 *ibid.*, pp. 183-187.
- ⑥ L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, 3^eéd., t. I, 1927, p. 99. R. Bonnard, *Léon Duguit. Ses oeuvres. Sa doctrine*, op. cit., p. 25.
- ⑦ L. Duguit, *Les fonctions de l'état moderne*, op. cit., pp. 187-180.
- ⑧ L. Duguit, *Manuel de droit constitutionnel*, éd., 1923, Paris, p. 13.
- ⑨ L. Duguit, *Les fonctions de l'état moderne*, op. cit., pp. 191-192.
- ⑩ L. Duguit, *La séparation des pouvoirs et l'Assemblée nationale de 1789*, *Revue d'économie politique*, t. 17, 1893, p. 99.
- ⑪ *ibid.*, p. 110.
- ⑫ *ibid.*, p. 114.
- ⑬ L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, 3^eéd., t. II, 1928, Paris, p. 675.

- ⑭ *ibid.*, p. 686.
 - ⑮ L. Duguit, *La séparation des pouvoirs et l'Assemblée nationale de 1789*, op. cit., p. 99.
 - ⑯ L. Duguit, *Les fonctions de l'état moderne*, op. cit., p. 197.
- La séparation des pouvoirs et l'Assemblée nationale de 1789, op. cit., p. 99.
- む す び

本稿は、『国家・客観法・実定法』（一九〇一）以前に発表されたデュギーの四論文を中心にして、彼の初期法思想の紹介と若干の検討をした。デュギーの初期の研究は、彼自身の表現にもみられるように、「法社会学の研究」(Etu de sociologie juridique)に尽きるといつてよい。伝統的な法律学を批判するに際して、デュギーが社会学の成果をとり入れたことは、法学における視野の拡大と法科学確立に向けての土壌形成を意味する。この点に限っただけでも、彼の功績は正當に評価されてよい。ところで、ヨーロッパにおける法学（とりわけ法哲学）の歴史は、一九世紀に至るまで自然法の歴史であつたといわれてきた。この観点からみれば、一八世紀自然法思想を内在化した近代法体系の無欠缺性を信奉し、その詳細な註釈に専念した註釈学派の方法は、自然法論の対蹠に立つ狭義の法実証主義ではあつたが、デュギー自身がのべているように、それは一八世紀自然法論における基本的な法概念・法命題を前提とするものでしかなかつた。その意味において、デュギーが社会学の手法を援用して社会学の実証主義を提起したことは、誇張が許されるとすれば、

法学史における方法論上の「革命」であったといつてよい。法社会学が完全な市民権を得ている今日、ややもするとその歴史的苦闘を忘却しがちであるが、その苦闘の一ページがデュギーによつても描かれたという点は正しくおさえておかねばならない。

ところで、デュギーがこの一ページを描くにあたって、社会有機体論に依拠したことはすでに見てきたとおりである。一九世紀社会学は、多かれ少なかれ、この社会有機体論に支配されていたのであつて、デュギーがそれに依拠せざるをえなかつたこともやむをえぬ歴史的制約であつた。社会認識の進化は、基本的には社会構造の進化に規定されると考えられるが、論者によつて「個」に重点をおくか「全体」に重点をおくかの違いはあつても、社会は各成員の機能分化にもとづく相互依存関係によつて成り立っていると考える方は、市民社会の調和のとれた自律的發展という視点に呼応するものとして、一九世紀資本主義を支える主要なイデオロギーであつた。しかし、資本主義の發展が当初予定されていた「調和」の夢を裏切つてゆくにつれて、社会有機体論もまた充分な社会的対応力を失つてゆく。デュギーが社会学の成果を援用した法学研究の一ページを描くのは、まさしくこのような時点である。それゆゑ、デュギーはこの時点で社会有機体論に依拠しているとはいへ、社会と生物有機体とを絶対的な同一性を有するものと見てはならないとしており、すでに社会有機体論のみでもつてしては説明しつくしえない社会現象の多様化を捉えていると考えられる。やがて、彼は社会有機体論を放棄するに至るのである。社会有機体論は、生物有機体における各器官と全体との関係から社会における構成員相互の依存関係を類推する点で、もともと社会連帯主義の観点を内含している。社会

構造の進化に伴う社会認識の進化は、やがて、社会学におけるこの生物有機体と社会との類推を止揚することになるのであるが、デュギーの初期法思想の段階においてそのきざしが見られる点は注目してよい。デュギーはこの時点ですでに、生物有機体からの類推のみによつて社会構造を捉えるのではなく、両有機体の相違の決定的なメルクマールともいへべき人間の意識的存在性に着目することによつて、部分的にはあるが、この観点から「社会連帯」の観念を提示しているからである。やがて、デュギーはこの「社会連帯」の観念を軸として法理論を構築することになる。

なお、この人間の意識的存在性の認識という点で今一つ注目しておかねばならないのは、社会学の成果をとり入れたデュギーの法学がこの人間の意識の進化という歴史的視点を内含していることである。この視点が欠落していたならば、デュギーの法社会学的考察は、せいぜいのところ社会現象の類型的分析に終始したであらうし、その後の理論的發展も望みえなかつたであらう。人間の意識の進化という歴史的視点を含むことによつて、彼の法社会学的考察は、社会現象の類型的分析という横軸と、社会現象の歴史的分析という縦軸によつて織り成された作品を生み出しているのである。われわれは、そのことを、強制的命令の発現形態としての国家機能の分析のうちに見てきた。つまり、命令の基本的な性格に関する分析とそれを生み出す人間意識の歴史的考察がそれである。

しかし、人間の意識の進化というこの歴史的視点は、先に見てきたことと関連づけていえば、社会有機体論の有効性の限界を脱却するために設定されているにすぎず、この人間の意識の進化が何に起因して現出するかという点まで深化されてはいない。ここで彼が

言及しているのは、やはり生物有機体における分化の法則のみである。しかし、すでにふれたように、生物有機体における分化の法則は純然たる自然的法則であつて、人間の意識的行為によつて現われる社会現象の歴史的継起を十分に説明しつくすことはできない。社会現象の変遷の原因は、生物有機体からの類推によつてではなく、社会構造の変遷それ自体の内に見出されねばならない。この点、すでに史的唯物論に基づく社会現象の史的分析が提示されているにもかかわらず、デュギーが右のような類推に終始したのは、彼がコント、デュルケム、スペンサーの社会学にいかにも多くを負つていたかを明示するものといえよう。

そのことは、彼の政治的立場にも自づと反映していると考えられる。彼が厳格な権力分立という古典的理論を排斥したことは、社会有機体論を採用したことの必然的結果ではあるが、そのことは彼の現実主義的立場として表現される。すでに、フランス資本主義社会には激化する労資間の階級対立が存在し、しかも、ドレフュス事件に象徴されるような政治状況が存在する。それにもかかわらず、否それゆえにこそ、デュギーの政治的意識は急激なる社会変革を欲迎しない。彼には、大革命およびそれ以降の「ジャコバンの専制」と「皇帝の独裁」という歴史的体験に対する極めて現実主義的な拒否意識が作用している。現存の社会秩序は、生物有機体における進化がそうであるように、漸進的な進化の産物であつて、その漸進性を一挙に超越することは歴史的悲劇の要因でしかない、という意識がデュギーの内に存在する。「社会連帯」の観念を軸とした中期―後期の法思想の展開において一層鮮明になる彼のプチ・ブル的、修正主義的な政治的立場は、ここに起因しているといえよう。デュギーが生き

た一八七五年以降のフランス第三共和制は、ブルジョワ的議會制度を定着させうるか否かという基本的な歴史的課題を背負つた政治体制であるが、そこに様々な難題が存することを充分認識しながらも、デュギーはなおその現実の根本的変革を志向することなく、その政治体制を前提としてその打開策を講ずるほかない。科学と技術の關係についてのデュギーの考察において一部明らかであるように、前者が社会有機体論にもとづく漸進的な進化という認識を導くものであったとすれば、それにもとづく技術―政治的将来の予見―政策決定もまた自づと限界性を伴うはかなかつたのである。

一九世紀末葉から今世紀にかけての社会変動は、デュギーに対して法学方法論上の「革命」を余儀なくさせた。しかし、問題はその社会学の実証主義に基づいて、デュギーがいかなる法理論を構築するか、そしてそれ以降の政治的・社会的状況に対して、その法理論がいかなる有効性を有することになるか、という点である。われわれは、それを彼の中期―後期の法思想の展開の内に見るであらう。